

脱税して10年間逃亡 税務時効と公訴時効

3 億円の脱税で10年間逃亡、43回起訴の男に猶予判決、との見出しでの新聞報道がありました。裁判で判決があり、懲役2年罰金7千万円が言い渡されたものの、「10年間逃亡して悪質だが、延滞税を約5億円納め、反省の態度も示している」ということで執行猶予5年となりました。

発 端は、8億7千万円の所得を隠し法人税3億3千万円を脱税したことです。報道では重加算税(本税の35%)には触れてはいませんが、本税と延滞税と罰金だけで既に隠した所得を超えています。

通 常、延滞税は1年を超えての徴収はありませんが、偽り不正といった脱税等の場合は例外で、納期限から2ヶ

月間は未納税額に対して年7.3%、その後は年14.6%の割合で課税され続けるので、重加算税の負担を遥かにしのぐものとなってしまいます。

一 般的に、国税徴収権の時効は5年、脱税等の場合は、当初の2年間は時効が停止し7年となります。これら時効の期間は、国税の更正・決定等の期間制限と当初は一致しますが、更正、決定及び督促等で中断します。時効中断があると、そこから時効5年が再び進行します

そ して、税務には公示送達制度があり、逃亡等所在不明で税務署からの督促状等を届けられなくても、相手に届いたものとみなされます。したがって、公示送達を繰り返

返えせば、徴収時効は半永久的に成立しません。

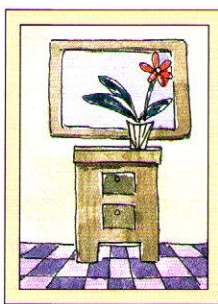
と ころで、冒頭の43回起訴とはどういう意味でしょうか。それは、脱税に対する刑事告発権の時効消滅を起訴し続けることで防いだということです。この公訴時効には、税務と違って、時効の停止はありません。時効を停止させるには起訴するしかありません。

し かし、脱税犯の場合、ほとんど身柄を拘束していませんから、在宅起訴で起訴状を送達しても所在不明や逃亡のときは起訴状を送達できません。この場合、2ヶ月で起訴は無効となりますが、起訴を請求している2ヶ月間だけは時効が停止します。

こ れを日数で計算すると、 $60日 \times 43回 = 2580日$ 。365日で割ると7年。これが、執念のシナリオとドラマのようなニュースの正解値です。

9日寒露、24日霜降。
「新米にまだ草の実の匂いかな」蕪村。収穫を終えると冬はもう間近にせまっています。朝露を踏むと冷たく感じる頃、寒露です。

税金裁判の手順と期間を改めて確認しておきます。
○異議申立ては通知を受けた日の翌日から2ヶ月以内。
○次の、審査請求は同じく翌日から1ヶ月以内。
○さらに、訴訟は同じく翌日から6ヶ月以内です。



成功に極意はない。
私の場合はただ他人が掘ったあとを
もう一間ずつ余計に掘っただけだ。

(明治の実業家 古河市兵衛)

10月の税務メモ

(国 税)

- 9月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
- 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知(税務署長より)
- 8月決算法人の確定申告
- 20年2月決算法人の中間(予定)申告

10日

15日

31日

"

"

(地方税)

- 9月分個人住民税特別徴収分の納付
- 8月決算法人の確定申告
- 20年2月決算法人の中間(予定)申告
- 個人住民税の普通徴収第3期納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。